

第2章

公立図書館における協力貸出・相互貸借と 他機関との連携に関する調査分析

第2章 公立図書館における協力貸出・相互貸借と他機関との連携に関する調査分析

2010年度（平成22年度）に実施した調査の結果は当該年度の報告書（『2010年度（平成22年度）公立図書館における協力貸出・相互貸借と他機関との連携に関する実態調査報告書』、以下、『2010年度報告書』と略記）にまとめたが、一部、そのデータの再集計を実施した。

なお、再集計にあたり、2010年度の調査では無回答であった1自治体（区分：都道府県）を加えるとともに、調査結果数値について再精査をした。クロス集計については、原則として無回答を除き、複数回答の場合は、1回答を1自治体として集計した。また、各表の合計欄に、総計に対するパーセンテージ（小数点以下第二位を四捨五入）を入れている。

1 はじめに

全国の都道府県内公立図書館の21年度館外個人貸出数及び人口100人あたり個人貸出数は、表1.1のとおりである。各地区ブロック内においても、全国的にも大きな格差があることが数値からうかがえる。こうした格差があるなかで、どの地域の住民にも等しく充実したサービスを提供するために、協力貸出・相互貸借は必要不可欠なものとなっている。

表 1.1 人口当たり館外個人貸出数と人口100人当たり貸出数（単位：千点）

地区	都道府県名	21年度館外個人貸出数	人口100人当たり貸出数
北日本	北海道	26,065	473.27
	福島県	7,130	351.45
	宮城県	8,089	344.51
	山形県	3,888	332.65
	岩手県	4,411	331.52
	青森県	3,315	241.41
	秋田県	2,314	213.10
関東	東京都	111,864	849.92
	静岡県	22,990	610.62
	埼玉県	43,844	609.37
	山梨県	4,864	563.76
	群馬県	11,210	558.22
	千葉県	33,912	545.46
	長野県	11,561	537.04
	栃木県	10,241	510.26
	茨城県	14,516	488.94
	新潟県	10,812	455.26
神奈川県	40,145	443.62	
東海・北陸	愛知県	45,308	611.57
	石川県	6,377	545.02
	福井県	4,253	527.36
	富山県	5,478	501.02
	岐阜県	10,135	486.99
	三重県	8,236	444.05
近畿	滋賀県	12,229	867.14
	大阪府	54,233	611.91
	兵庫県	31,870	570.21
	京都府	14,182	537.87
	奈良県	7,326	523.29
和歌山県	3,042	303.82	
中国	山口県	8,926	615.00
	岡山県	10,805	555.53
	広島県	15,375	537.44
	鳥取県	2,586	439.48
四国	島根県	3,089	431.21
	香川県	5,539	556.25
	愛媛県	6,385	446.20
	徳島県	3,106	395.23
九州	高知県	2,731	357.18
	佐賀県	5,370	631.98
	長崎県	7,092	497.13
	福岡県	25,058	493.97
	熊本県	6,369	350.44
	沖縄県	4,577	328.69
	鹿児島県	5,321	311.82
宮崎県	3,115	274.42	
大分県	2,893	241.81	

※ 人口は平成22年度国勢調査速報値。21年度館外個人貸出数は『日本の図書館』統計と名簿2010』より転載している。

2 資料の充実と相互貸借のバランス

資料の充実は、相互貸借と密接な関係にあると思われる。相互貸借が増えるのは、資料費が削減され、優先順位の低い資料は借りようという意識があるからとも考えられる。資料購入費が多い、蔵書冊数が多い等、資料の充実が相互貸借の貸出冊数・借受冊数にどう影響するのかをみてみることにした。

(1) 資料購入費と貸出冊(点)数・借受冊(点)数

資料購入費については、予算額と図書館活動の規模や活発さが比例していると考えられる。資料購入費と貸出冊(点)数・借受冊(点)数との相関は、あまり見られない。

都道府県 貸出冊(点)数が「10万冊(点)未満」3自治体の資料購入費は、「2億5千万円以上」1自治体、「1億5千万円未満」2自治体となっている。ついで、「5万冊(点)未満」23自治体の資料購入費は、「2億5千万円未満」1自治体、「1億5千万円未満」1自治体、「1億円未満」11自治体、「5千万円未満」も10自治体となっている。資料購入費が多い自治体ほど貸出冊(点)数が多い傾向は見られる。

資料購入費が「5千万円未満」26自治体の借受冊(点)数を見ると、「5百冊(点)未満」までで65%となっている。資料購入費が少ないと、借受冊(点)数も少ないといえる。

市区町村 貸出冊(点)数「10万冊(点)未満」13自治体の資料購入費は、「1億円以上」が10自治体もある。「1万冊(点)未満」でも29自治体が「1億円以上」である。51自治体が「5千万円以上」～「1億円未満」となっており、貸出冊(点)数が多い自治体は資料購入費も多い。借受冊(点)数は「1万冊(点)未満」～「1万冊(点)以上」431自治体のうち、「5千万円未満」～「1億円未満」288自治体、「1億円以上」40自治体となっている。

表 2.1 資料購入費と貸出冊(点)数(都道府県)

資料購入費 \ 貸出冊(点)数	5千冊 (点)未満	1万冊 (点)未満	5万冊 (点)未満	10万冊 (点)未満	合計
5千万円未満	8	8	10	0	26(55.3%)
1億円未満	1	4	11	0	16(34.0%)
1億5千万円未満	0	0	1	2	3(6.3%)
2億5千万円未満	0	0	1	0	1(2.0%)
2億5千万円以上	0	0	0	1	1(2.0%)
合計	9(19.1%)	12(25.5%)	23(48.9%)	3(6.3%)	47

表 2.2 資料購入費と借受冊(点)数(都道府県)

資料購入費 \ 借受冊(点)数	1百冊 (点)未満	5百冊 (点)未満	1千冊 (点)未満	5千冊 (点)未満	5千冊 (点)以上	合計
5千万円未満	8	9	5	2	2	26(56.5%)
1億円未満	2	4	4	6	0	16(36.0%)
1億5千万円未満	0	1	0	2	0	3(6.5%)
2億5千万円未満	0	0	0	1	0	1(2.1%)
2億5千万円以上	0	0	0	0	0	0
合計	10(21.7%)	14(30.4%)	9(19.5%)	11(23.9%)	2(4.3%)	46

表 2.3 資料購入費と貸出冊(点)数(市区町村)

貸出冊(点)数 資料購入費	5百冊 (点)未満	1千冊 (点)未満	1万冊 (点)未満	10万冊 (点)未満	合 計
5百万円未満	228	6	6	0	240(21.8%)
1千万円未満	197	33	17	2	249(22.6%)
5千万円未満	213	120	161	0	494(45.0%)
1億円未満	8	11	51	1	71(6.4%)
1億円以上	2	2	29	10	43(3.9%)
合 計	648(59.1%)	172(15.6%)	264(24.0%)	13(1.1%)	1,097

表 2.4 資料購入費と借受冊(点)数(市区町村)

借受冊(点)数 資料購入費	1百冊 (点)未満	5百冊 (点)未満	1千冊 (点)未満	1万冊 (点)未満	1万冊 (点)以上	合 計
5百万円未満	64	141	62	39	0	306(25.9%)
1千万円未満	24	110	60	64	0	258(21.9%)
5千万円未満	22	122	114	239	2	499(42.3%)
1億円未満	2	8	14	44	3	71(6.0%)
1億円以上	0	2	1	31	9	43(3.6%)
合 計	112(9.5%)	383(32.5%)	251(21.3%)	417(35.4%)	14(1.2%)	1,177

(2) 蔵書冊数と貸出冊(点)数

貸出冊(点)数が多い自治体は、蔵書冊数も多いことがわかった。大規模図書館への要望が集中しているのではないかとと思われる。

都道府県 貸出冊(点)数が多い「10万冊(点)未満」の3自治体の蔵書冊数は、「2百万冊以上」が2自治体、「2百万冊未満」が1自治体となっている。「5万冊(点)未満」の23自治体の蔵書冊数も、「2百万冊未満」が9自治体、「1百万冊未満」が14自治体となっており、貸出冊(点)数が多い自治体は蔵書冊数も多いことがわかる。

市区町村 貸出冊(点)数が多い「10万冊(点)未満」13自治体の蔵書冊数は、「2百万冊未満」～「2百万冊以上」9自治体となっていて比較的多くなっている。逆に、貸出冊(点)数が「5百冊(点)未満」と少ない自治体の蔵書冊数は「10万冊未満」314自治体、「50万冊未満」319自治体と少ない。

表 2.5 蔵書冊数と貸出冊(点)数(都道府県)

貸出冊(点)数 蔵書冊数	5千冊 (点)未満	1万冊 (点)未満	5万冊 (点)未満	10万冊 (点)未満	合 計
50万冊未満	1	0	0	0	1(2.1%)
1百万冊未満	8	12	14	0	34(72.3%)
2百万冊未満	0	0	9	1	10(21.2%)
2百万冊以上	0	0	0	2	2(4.2%)
合 計	9(19.1%)	12(25.5%)	23(48.9%)	3(6.3%)	47

表 2.6 蔵書冊数と貸出冊(点)数(市区町村)

蔵書冊数	貸出冊(点)数				合 計
	5百冊 (点)未 満	1千冊 (点)未 満	1万冊 (点)未 満	10万冊 (点)未 満	
10万冊未 満	314	22	13	0	349(31.6%)
50万冊未 満	319	122	134	2	577(52.2%)
1百万冊未 満	18	26	78	2	124(11.2%)
2百万冊未 満	2	2	33	7	44(3.9%)
2百万冊以上	0	1	7	2	10(0.9%)
合 計	653(59.1%)	173(15.6%)	265(24.0%)	13(1.1%)	1,104

(3) 資料購入費と提供率

ここでいう「提供率」は、「予約受付数」分の「協力貸出・相互貸借による提供数」である。全体として、提供率「30%未 満」が最も多い。「予約受付数」には「自館所蔵資料の返却待ち」等も含まれるため、「協力貸出・相互貸借による提供数」は低い傾向が見られる。提供率は要求との関係もあり、資料購入費が多くても、需要が多ければ提供率は下がってしまうことも考えられる。必要な資料を入手する方法が図書館を含め多様化しているなか、図書館が利用者の要求にどこまで応えるべきか、またその方法として相互貸借をどこまで実施すべきか、各図書館の規模や方針によって異なってくると思われる。

都道府県 提供率「100%」は資料購入費が「2億5千万円以上」が1自治体あるが、「5千万円未 満」も1自治体あり、提供率が高い館は資料購入費も多い傾向にあるともいえない。提供率「30%未 満」でも、「2億5千万円未 満」が1自治体、「1億5千万円未 満」が3自治体ある。

市区町村 提供率「100%」48自治体はすべて「5千万円未 満」となっている。小規模の図書館の方が小回りが利くのかも知れない。提供率「30%未 満」の934自治体のうち約9割822自治体の資料購入費は、「5千万円未 満」となっている。「1億円以上」が44自治体、「1億円未 満」が68自治体ある。

表 2.7 資料購入費と提供率(都道府県)

資料購入費	提供率						合 計
	30%未 満	50%未 満	70%未 満	90%未 満	100%未 満	100%	
5千万円未 満	16	3	2	2	1	1	25(54.3%)
1億円未 満	13	2	0	1	0	0	16(35.9%)
1億5千万円未 満	3	0	0	0	0	0	3(6.5%)
2億5千万円未 満	1	0	0	0	0	0	1(2.3%)
2億5千万円以上	0	0	0	0	0	1	1(2.3%)
合 計	33(71.7%)	5(10.8%)	2(4.3%)	3(6.5%)	1(2.3%)	2(4.3%)	46

表 2.8 資料購入費と提供率（市区町村）

資料購入費	提供率						合 計
	30%未満	50%未満	70%未満	90%未満	100%未満	100%	
5 百万円未満	178	53	27	17	6	22	303 (26.0%)
1 千万円未満	198	35	8	4	0	9	254 (21.9%)
5 千万円未満	446	16	5	2	2	17	488 (42.0%)
1 億円未満	68	1	0	2	0	0	71 (6.1%)
1 億円以上	44	0	0	1	0	0	45 (3.8%)
合 計	934 (80.4%)	105 (9.0%)	40 (3.4%)	26 (2.2%)	8 (0.6%)	48 (4.1%)	1,161

(4) まとめ

資料購入費については、予算額と図書館活動の規模や活発さが比例していると考えられる。資料購入費と貸出冊(点)数・借受冊(点)数との相関は、あまり見られない。貸出冊(点)数が多い館は、蔵書冊数も多いことがわかった。大規模図書館への要望が集中しているのではないと思われる。

提供率については、「30%未満」がもっとも多いが、『2010年度報告書』によれば、膨大なリクエストに対処しきれず、購入と借受が円滑に運営できずにいる図書館もあるようだ。資料購入費がなかなか増えないなかでは、利用者の望む資料を提供するために、協力貸出・相互貸借は有効な手段といえよう。

3 搬送サービスの方法と利用の増加

(1) 協力貸出・相互貸借資料の搬送方法と貸出・借受冊(点)数の合計

協力貸出・相互貸借資料の搬送には何種類かの方法があるが、この方法の違いが協力貸出・相互貸借に影響するかどうかをみる。

都道府県 表 3.1 をみると、搬送方法の合計は「宅配便」の回答数が 33 自治体(回答合計の 35.9%。以下同様)で最多であり、「都道府県立図書館が運行する協力車等」24 自治体(同 26.1%)、「郵送」21 自治体(同 22.8%)と続く。

これを貸出・借受冊(点)数の合計の各段階でみると、5 万冊(点)未満までは、いずれも「宅配便」の割合が多かった。しかし、5 万冊(点)以上では「郵送」「その他」各 1 自治体を除き、「協力車等」が最多で、「宅配便」の回答はなかった。

表 3.1 搬送方法と貸出・借受冊(点)数（都道府県）

搬送方法	貸出+借受					合 計
	5 千冊 (点)未満	1 万冊 (点)未満	5 万冊 (点)未満	1 0 万冊 (点)未満	1 0 万冊 (点)以上	
都道府県立図書館が運行する協力車等	3	6	11	4	0	24 (26.1%)
都道府県が運行する搬送車等	0	1	0	0	0	1 (1.1%)
宅配便	6	9	18	0	0	33 (35.9%)
郵送	6	6	8	1	0	21 (22.8%)
移動図書館・自動車文庫の巡回時	0	1	0	0	0	1 (1.1%)
その他	1	2	8	1	0	12 (13.0%)
合 計	16 (17.4%)	25 (27.2%)	45 (48.9%)	6 (6.5%)	0	92

(複数回答)

市区町村 表 3.2 をみると、搬送方法の合計は「都道府県立図書館が運行する協力車等」が 704 自治体 (31.1%) で最多であり、「郵送」663 自治体 (29.2%)、「宅配便」619 自治体 (27.3%) と続く。

都道府県と同様に、貸出・借受冊(点)数の合計の各段階でみると、1千冊(点)未満では「協力車等」「宅配便」「郵送」の回答数がほぼ同じで、これを超えると、「協力車等」の割合が高くなる傾向が窺える。逆に、これを下回ると「宅配便」「郵送」の回答数が多い。

表 3.2 の、「協力車等」「宅配便」「郵送」の 3 つの搬送方法について、貸出・借受冊(点)数の合計の各段階で占める割合を括弧内に示す。これをみると、「協力車等」は貸出・借受の冊(点)数が多いほど、その占める割合が高くなる。一方、「宅配便」「郵送」は、「協力車等」に反比例して割合が低くなる。

表 3.2 搬送方法と貸出・借受冊(点)数(市区町村)

搬送方法	貸出+借受 5百冊 (点)未満	1千冊 (点)未満	1万冊 (点)未満	10万冊 (点)未満	10万冊 (点)以上	合 計
都道府県立図書館が運行する協力車等	124 (19.9%)	131 (27.5%)	387 (37.1%)	61 (50.4%)	0	704 (31.1%)
都道府県が運行する搬送車等	28	10	8	2	0	48 (2.1%)
宅配便	222 (35.6%)	143 (30.0%)	237 (22.7%)	17 (14.0%)	0	619 (27.3%)
郵送	212 (34.0%)	138 (29.0%)	290 (27.8%)	22 (18.2%)	0	663 (29.2%)
移動図書館・自動車文庫の巡回時	3	2	6	0	0	11 (0.5%)
隣接する複数の市区町村間のみで運行・巡回する搬送車	1	7	47	9	0	64 (2.8%)
その他	34	45	69	10	0	158 (7.0%)
合 計	624 (27.5%)	476 (21.0%)	1044 (46.1%)	121 (5.3%)	0	2,267

(複数回答)

以上のことから、都道府県、市区町村ともに、貸出・借受冊(点)数の合計が多い自治体は、協力車等が搬送している割合が高いことが分かる。

なお、参考に都道府県ごとの搬送方法の一覧を p.17 に付する。

(2) 協力貸出・相互貸借の貸出冊(点)数、借受冊(点)数と搬送経費の予算措置

次に、搬送経費の予算措置(通常の役務費等とは別個に計上)の有無が、協力貸出・相互貸借に影響するかをみる。

都道府県 都道府県立図書館は、市区町村立図書館支援としての協力貸出を行う、という観点から、貸出冊(点)数と予算措置の関係をみる。

表 3.3 の予算措置の有無の合計をみると、3分の2の都道府県が予算措置をしていることが分かる。また、回答数が一番多かったのは予算措置の有無ともに5万冊(点)未満であった。協力貸出が5万冊(点)あたりまでは、予算的裏付けに関係なく実施している(できている)状況が分かり、予算措置以外の工夫があることも窺わせる。一方で5万冊(点)を超える自治体はいずれも予算措置をしている。

このことから、協力貸出5万冊(点)が、予算措置という基盤整備の必要な、一つの境となることが分かる。

表 3.3 貸出冊(点)数と予算措置(都道府県)

貸出冊数	予算措置		合 計
	有	無	
5千冊(点)未満	4	4	8(17.4%)
1万冊(点)未満	10	2	12(26.1%)
5万冊(点)未満	13	10	23(50.0%)
10万冊(点)未満	3	0	3(6.5%)
10万冊(点)以上	0	0	0
合計	30(65.2%)	16(34.8%)	46

市区町村 借受冊(点)数=他の図書館に相互貸借を依頼することと予算措置の関係をみた。

表 3.4 の予算措置の有無のそれぞれについて、借受冊(点)数の各段階の割合を括弧内に示す。これをみると、予算措置の有無と借受冊(点)数=相互貸借の依頼とは関連がないように思われる。

表 3.4 借受冊(点)数と予算措置(市区町村)

借受冊数	予算措置		合 計
	有	無	
1百冊(点)未満	31(9.2%)	82(9.7%)	113(9.6%)
5百冊(点)未満	111(33.0%)	274(32.5%)	385(32.6%)
1千冊(点)未満	79(23.5%)	172(20.4%)	251(21.3%)
5千冊(点)未満	111(33.0%)	306(36.3%)	417(35.3%)
5千冊(点)以上	4(1.2%)	10(1.2%)	14(1.2%)
合計	336(28.5%)	844(71.5%)	1,180

(3) 協力貸出・相互貸借の借受冊(点)数と搬送経費の負担

次に、市区町村の借受冊(点)数と搬送経費の負担の関係をみてみる。

表 3.5 は、市区町村立図書館が協力貸出・相互貸借で資料を借り受けた冊(点)数と、そのための経費をどこが負担しているかを示したものである。

回答の合計をみると、「都道府県立図書館が負担」の回答数が956自治体と最も多かった。これを借受冊(点)数の各段階でみると、1万冊(点)未満の回答数が396自治体と最多であり、比較的借受冊(点)数の多い自治体で、この負担方法が多いことが分かる。

次に合計回答数が多かった「資料の貸出館と借受館が負担」をみると、1千冊(点)未満までの回答数が378自治体で、この負担方法の約8割を占める。このことから、比較的借受冊(点)数が少ない自治体でこの負担方法が多いことが分かる。

次に回答数の多い「都道府県立図書館が負担」「資料の貸出館と借受館が負担」「借受館が負担」

の3つの回答について、借受冊(点)数の各段階で占める割合を括弧内に示す。

1千冊(点)未満から、借受冊(点)数が増加しても「都道府県立図書館が負担」は割合があまり変化しないが、他の2つは占める割合が低くなる。

このことから、市区町村立図書館の相互貸借が活発になるほど、都道府県立図書館が資料搬送に関与し、経費を負担して基盤を整えている、または整える必要があると思われる。

また、1万冊(点)以上では「借受館が負担」の回答数が8自治体あった。これは、都道府県立図書館の支援がない場合、借受館の負担が大きくなることを示す。

表 3.5 借受冊(点)数と経費負担(市区町村)

経費負担 \ 借受冊数	1百冊 (点)未満	5百冊 (点)未満	1千冊 (点)未満	1万冊 (点)未満	1万冊 (点)以上	合計
都道府県立図書館が負担	61 (31.1%)	276 (37.6%)	210 (43.8%)	396 (49.9%)	13 (43.3%)	956 (42.8%)
資料の貸出館と借受館が負担	68 (34.7%)	208 (28.3%)	102 (21.3%)	96 (12.1%)	2 (6.7%)	476 (21.3%)
借受館が負担	48 (24.5%)	131 (17.8%)	76 (15.9%)	149 (18.8%)	8 (26.7%)	412 (18.5%)
利用者が全額又は一部を負担	7	38	35	54	0	134 (6.0%)
図書館以外の行政部局等が負担	2	31	12	14	0	59 (2.6%)
その他	10	51	44	84	7	196 (8.8%)
合計	196 (8.8%)	735 (32.9%)	479 (21.5%)	793 (35.5%)	30 (1.3%)	2,233

(4) まとめ

以上のことから、次のことが考えられる。

① 搬送方法による協力貸出・相互貸借の冊(点)数の違いについて

(1)で検討したように、回答数の多かった搬送方法のうち、「協力車等」の運行経費は、ほぼ都道府県立図書館が負担している。一方、「宅配便」の経費は、特に市区町村立図書館において、「都道府県立図書館が負担」「貸出館と借受館が負担」の回答がほぼ同数かつ最多で、「宅配便」という回答のそれぞれ34.0%を占める。また、「郵送」の経費は、特に市区町村立図書館において「資料の貸出館と借受館が負担」「借受館が負担」の回答が多い。(『2010年度報告書』p.36、表2.44、表2.45を参照。)これらは、借受館が経費を負担することで協力貸出・相互貸借が成り立っていることを示す。

このことから、(3)で検討したように、協力貸出・相互貸借は、ある一定量を超えると、都道府県がほぼ経費を負担する(市区町村立図書館にとっては経費負担がない)協力車等による搬送の割合が高くなるものと思われる。このことには、搬送準備における梱包の問題、協力車の都道府県立図書館職員の乗務による巡回相談等、他の要因も考えられるが、少なくとも都道府県の積極的な関与、市区町村立図書館への支援等が望まれるものであることを示すと思われる。

② 搬送経費の予算措置と経費の負担について

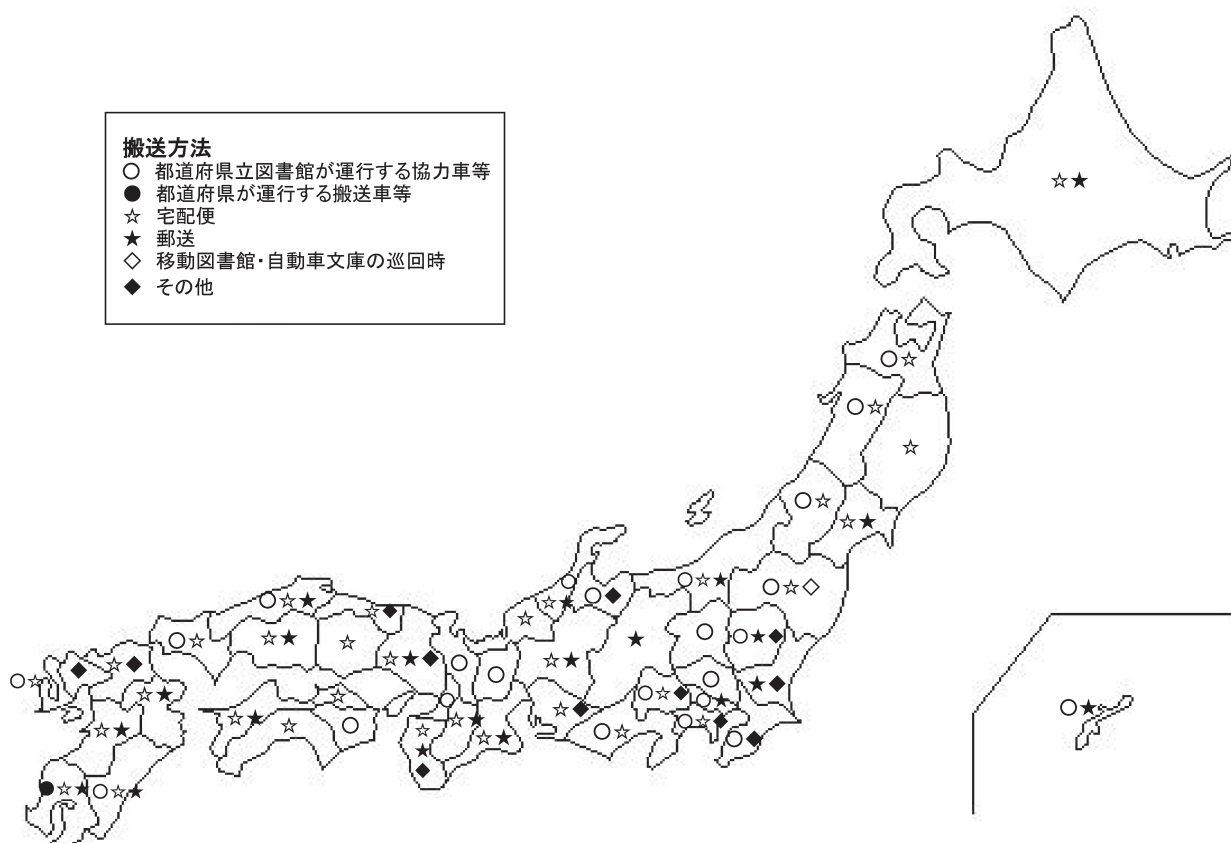
市区町村立図書館では、搬送経費の予算措置の有無と相互貸借の借受(依頼)冊(点)数とは関係性がないようにみえることは、(2)で示した。また、都道府県の3分の2が予算措置をしていることをみた。

経費負担をどこが担っているかをみた(3)では、都道府県立図書館による関与、基盤整備や支援

が必要になるであろうことを示した。これらを併せ考えると、「搬送経費の予算措置をしていない市区町村立図書館は、都道府県立図書館が経費を負担しているためではないか」と推測できるが、もう少し別の結果分析が必要だろう。一方で「借受館が負担」の自治体は、予算措置という自助努力なくしては、相互貸借が成り立たないことが想像される。

自治体財政の悪化が言われる中、個々の市区町村立図書館の努力も必要であるが、管内図書館の連携・振興の点から、都道府県立図書館による一層の基盤整備、支援等も求められよう。

(参考) 各都道府県の搬送方法一覧



4 効率的な設計方法（ルール、コスト）

(1) 情報流通のための会議等の実施と都道府県立図書館の貸出冊(点)数と借受冊(点)数との和

都道府県立図書館の担当者会議、巡回相談、電子掲示板、その他の実施状況について都道府県の自治体数で見ると、平成 21 年度に都道府県立図書館が市区町村立図書館へ協力貸出で貸し出した所蔵資料の貸出冊数と、都道府県立図書館が市区町村立図書館から借り受けた資料の借受冊数との和が多いほうが、「実施している」が「実施していない」よりも多い状況にある。「実施している」は、この貸出冊数と借受冊数との和が「5 万冊(点)未満」「10 万冊(点)未満」では、「実施していない」よりも多いのに対して、「5 千冊(点)未満」「1 万冊(点)未満」では、「実施していない」よりも少ないからである。都道府県立図書館の協力貸出による貸出冊数や市区町村立図書館からの借用冊数との和が 1 万冊(点)より多いと、担当者会議、巡回相談、電子掲示板、その他の実施が多く、1 万冊(点)より少ないと、実施が少ないことがわかる。

表 4.1 情報流通のための会議等の実施と貸出冊(点)数と借受冊(点)数の和(都道府県)

貸出+借受 方法等		5千冊	1万冊	5万冊	10万冊	10万冊	合 計
		(点)未満	(点)未満	(点)未満	(点)未満	(点)以上	
担当者会議	実施している	3	4	17	4	0	28(59.6%)
	実施していない	5	7	6	0	0	18(38.3%)
巡回相談	実施している	2	4	13	3	0	22(46.8%)
	実施していない	5	7	8	1	0	21(44.7%)
電子掲示板	実施している	3	3	14	2	0	22(46.8%)
	実施していない	4	8	8	1	0	21(44.7%)
その他	実施している	1	1	4	2	0	8(17.0%)
	実施していない	4	6	3	1	0	14(29.8%)

(複数回答) (n=47)

(2) 市区町村立図書館の相互貸借における貸出冊(点)数と貸出対象資料の制限の有無

市区町村立図書館の相互貸借における貸出冊(点)数と、貸出対象資料の制限(出版年、受入時期等)の有無との関係を自治体数で見ると、制限している自治体は「5百冊(点)未満」が多く、次に「1万冊(点)未満」「1千冊(点)未満」である。また、貸出冊(点)数ごとに「制限している」と「制限していない」との割合を見ると、「5百冊(点)未満」で2.7倍、「1千冊(点)未満」で4.2倍、「1万冊(点)未満」で4.8倍、「10万冊(点)未満」5.5倍と、貸出冊(点)数の多い自治体ほど、貸出対象資料を制限している自治体の割合が高くなるのがわかる。

表 4.2 相互貸借における貸出冊(点)数と貸出対象資料の制限(市区町村)

貸出冊(点)数 対象制限	5百冊	1千冊	1万冊	10万冊	10万冊	合 計
	(点)未満	(点)未満	(点)未満	(点)未満	(点)以上	
制限している	475	139	220	11	0	845(76.5%)
制限していない	178	33	46	2	0	259(23.5%)
合 計	653	172	266	13	0	1,104

(3) 円滑に進めるための配慮と、貸出冊数と借受冊数との和

ア 都道府県立図書館

都道府県立図書館における協力貸出や相互貸借を円滑に進めるための配慮を実施している館の自治体数について見ると、平成21年度に都道府県立図書館が市区町村立図書館へ協力貸出で貸し出した所蔵資料の貸出冊数と、都道府県立図書館が市区町村立図書館から借り受けた資料の借受冊数との和との関係では、「5万冊(点)未満」が多く、次に「1万冊(点)未満」であることがわかる。

表 4.3 円滑に進めるための配慮と貸出冊(点)数と借受冊(点)数の和(都道府県)

貸出+借受 円滑に進める配慮	5千冊 (点)未満	1万冊 (点)未満	5万冊 (点)未満	10万冊 (点)未満	10万冊 (点)以上	合計
借用依頼する順序について、ルールとして明確化している	1	4	7	1	0	13(27.7%)
借用依頼する資料の範囲等を明確化している	2	6	11	2	0	21(44.7%)
梱包方法や帳票類について、ルールとして明確化している	2	3	7	1	0	13(27.7%)
ルールを厳密にしすぎない	2	0	1	0	0	3(6.4%)
相互貸借の活性化策をとっている	0	1	0	0	0	1(2.1%)
市区町村立図書館間の相互貸借について、都道府県立図書館が調整等を行っている	0	0	4	1	0	5(10.6%)
市区町村立図書館間の相互貸借について、市区町村立図書館の自主性に委ね、都道府県立図書館は積極的には関与しない	2	2	8	1	0	13(27.7%)
特にない	1	1	2	0	0	4(8.5%)
その他	2	2	3	1	0	8(17.0%)

(主なものを2つ以内で複数回答)(n=47)

イ 市区町村立図書館

市区町村立図書館における相互貸借を円滑に進めるための様々な配慮を実施している館の自治体数について、市区町村立図書館が都道府県内の公立図書館へ貸し出した貸出冊数と、都道府県内の公立図書館から借り受けた借受冊数との和との関係があるかどうかを見ると、「1万冊(点)未満」が多く、次に「5百冊(点)未満」「1千冊(点)未満」「10万冊(点)未満」の順である。冊(点)数の多寡の順との関係は様々であり、冊数や点数が比較的少ない場合でも配慮を実施している。

表 4.4 円滑に進めるための配慮と貸出冊(点)数と借受冊(点)数の和(市区町村)

貸出+借受 円滑に進める配慮	5百冊 (点)未満	1千冊 (点)未満	1万冊 (点)未満	10万冊 (点)未満	10万冊 (点)以上	合計
借用依頼する順序について、ルールとして明確化している	161	121	279	44	0	605(50.1%)
借用依頼する資料の範囲等を明確化している	181	153	350	54	0	738(61.1%)
梱包方法や帳票類について、ルールとして明確化している	40	33	68	5	0	146(12.1%)
ルールを厳密にしすぎない	43	29	46	3	0	121(10.0%)
相互貸借の活性化策をとっている	40	25	42	3	0	110(9.1%)
市区町村立図書館間の相互貸借について、都道府県立図書館が調整等を行っている	49	40	132	11	0	232(19.2%)
市区町村立図書館間の相互貸借について、市区町村立図書館の自主性に委ね、都道府県立図書館は積極的には関与しない	29	12	25	2	0	68(5.6%)
特にない	41	20	29	2	0	92(7.6%)
その他	14	11	11	1	0	37(3.1%)

(主なものを2つ以内で複数回答)(n=1,207)

(4) 都道府県内公立図書館間の相互貸借円滑化のための配慮の類型化

都道府県立図書館の円滑化のための配慮について、回答項目による主な類型は、次のとおりである。「市区町村立図書館間相互貸借を市区町村立図書館の自主性に委ね、都道府県立図書館は積極的に関与しない」が 12 都道府県、次に「借用依頼順序、借用依頼資料範囲」 8 府県である。また、「借用依頼資料範囲」、「借用依頼順序」、「市区町村立図書館間相互貸借の都道府県立図書館調整」が配慮に含まれている府県が多い。

表 4.5 都道府県内公立図書館間の相互貸借円滑化のための配慮の主な類型

相互貸借円滑化のための配慮	都道府県名
借用依頼順序、借用依頼資料範囲	宮城県、栃木県、千葉県、京都府、島根県、岡山県、宮崎県、鹿児島県
借用依頼順序、梱包方法・帳票類	神奈川県、愛知県、高知県
借用依頼資料範囲、梱包方法・帳票類	茨城県、福井県、奈良県
借用依頼資料範囲、市区町村立図書館間相互貸借の都道府県立図書館調整	埼玉県、富山県、静岡県
市区町村立図書館間相互貸借の都道府県立図書館調整	埼玉県、富山県、岐阜県、静岡県、滋賀県
市区町村立図書館間相互貸借を市区町村立図書館の自主性に委ね、都道府県立図書館は積極的に関与しない	北海道、岩手県、秋田県、福島県、東京都、新潟県、石川県、鳥取県、山口県、徳島県、福岡県、大分県
ルールを厳密にしない	岩手県、山梨県、長崎県

(主なものを2つ以内で複数回答)

(5) 都道府県外の公立図書館への貸出冊(点)数と相互貸借資料の経費負担

ア 都道府県立図書館

都道府県立図書館では、都道府県の自治体数で見ると、「借受館負担」が合計 29 で一番多く、内訳では「5 百冊(点)未満」「1 千冊(点)未満」とも 10、「2 千冊(点)未満」 5 である。次は、「利用者が全額又は一部を負担」の合計 17 で、内訳では「1 千冊(点)未満」 8、「5 百冊(点)未満」 7 である。「資料の貸出館と借受館が負担」は 8 である。

表 4.6 都道府県外の公立図書館への貸出冊(点)数と相互貸借資料の経費負担 (都道府県)

経費負担	県外貸出冊(点)数					合計
	2 百冊 (点)未満	5 百冊 (点)未満	1 千冊 (点)未満	2 千冊 (点)未満	2 千冊 (点)以上	
資料の貸出館と借受館が負担	0	1	6	0	1	8(11.9%)
借受館が負担	2	10	10	5	2	29(43.3%)
利用者が全額又は一部を負担	0	7	8	2	0	17(25.4%)
その他	0	1	10	2	0	13(19.4%)
合計	2	19	34	9	3	67

(搬送方法により複数回答)

イ 市区町村立図書館

市区町村立図書館では、「2百冊(点)未満」が95.5%を占める。内訳では、自治体数で「借受館負担」が462で一番多く、次に、「利用者が全額又は一部を負担」233、「資料の貸出館と借用館が負担」153、「都道府県立図書館が負担」119である。

表 4.7 都道府県外の公立図書館への貸出冊(点)数と相互貸借資料の経費負担(市区町村)

経費負担	県外貸出冊(点)数					合計
	2百冊 (点)未満	5百冊 (点)未満	1千冊 (点)未満	2千冊 (点)未満	2千冊 (点)以上	
都道府県立図書館が負担	119	4	1	1	0	125(11.2%)
都道府県図書館協会が負担	4	0	0	0	0	4(0.4%)
資料の貸出館と借受館が負担	153	5	0	0	0	158(14.2%)
借受館が負担	462	15	3	6	3	489(43.9%)
利用者が全額又は一部を負担	233	6	2	1	2	244(21.9%)
その他	92	0	1	0	0	93(8.4%)
合計	1,063	30	7	8	5	1,113

(搬送方法により複数回答)

(6) 協力貸出の経費についての今後の望ましいあり方

ア 都道府県立図書館

協力貸出経費の今後の望ましいあり方について、都道府県立図書館の回答は、次のとおりである。協力貸出は、都道府県立図書館が所蔵する資料を貸し出すことから、「都道府県立図書館が負担」が33都府県で70.2%を占め一番多い。次に、「資料の貸出館と借受館が負担」8道県17.0%、「利用者が全額又は一部を負担」3県6.4%、その他2府県4.3%、「借受館が負担」1県2.1%の順である。

表 4.8 協力貸出経費の今後の望ましいあり方(都道府県)

相互貸借経費	都道府県名
都道府県立図書館が負担	青森県、宮城県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、富山県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、
東京都	「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に都道府県立図書館の役割として、市町村立図書館への援助として資料提供及び資料の搬送の確保が示されており、都としてもその役割を同様に考えている。
静岡県	予算がある限り、県立が負担すべきと考える。
高知県	全県民の財産である県立図書館の資料を遠隔地の皆様にも支障なく利用していただくため。
資料の貸出館と借受館が負担	北海道、岩手県、山形県、新潟県、石川県、奈良県、愛媛県、沖縄県
石川県	県立図書館が全額負担するのが好ましいが、やむを得ず市町図書館に一部負担してもらっている
利用者が全額又は一部を負担	神奈川県、熊本県、大分県
借受館が負担	鹿児島県
その他	茨城県：資料の貸出館と借受館が負担するシステムが自治体間の公平性を維持するのに望ましいが、県立図書館が市町村支援をするという見方もあり、県民サービスの統一を図るためにも県が負担すべきという意見もある。 京都府：府立図書館が経費を負担し運行している連絡協力車を使用

イ 市区町村立図書館

協力貸出経費の今後の望ましいあり方について、市区町村立図書館の各都道府県別回答のうち一番多い項目のみを取り上げると、次のとおりである。「都道府県立図書館が負担」が44都道府県で93.6%を占め一番多い。次に、「資料の貸出館と借受館が負担」が北海道、熊本県（「借受館が負担」と同順位）、鹿児島県の3道県6.4%であるが、3道県ともその次の順位は「都道府県立図書館が負担」となっている。「利用者が全額又は一部を負担」やその他はない。なお、市区町村立図書館の回答の表は省略した。

ウ 都道府県立図書館と市区町村立図書館との比較

協力貸出経費の今後の望ましいあり方について、都道府県立図書館の回答と、市区町村立図書館の各都道府県別回答とを比較すると、市区町村立図書館の回答は、「都道府県立図書館が負担」が多いことがわかる。

(7) 相互貸借の経費についての今後の望ましいあり方

相互貸借の経費負担の考え方については、地域の諸状況によるため、詳しい分析を記載した。

ア 都道府県立図書館

相互貸借経費の今後の望ましいあり方について、都道府県立図書館の回答は、次のとおりである。「都道府県立図書館が負担」が21府県で44.7%と一番多く、次に、「借受館が負担」10県21.3%、「資料の貸出館と借受館が負担」9道県19.1%、「利用者が全額又は一部を負担」は4県8.5%、その他3都府県6.4%である。

表 4.9 相互貸借経費の今後の望ましいあり方（都道府県）

相互貸借経費	都道府県名
都道府県立図書館が負担	青森県、宮城県、秋田県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、富山県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、大阪府、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県
静岡県：県民サービスの理想としては、「都道府県立図書館が負担」が望ましいと考えるが、現実的な予算状況からは「借受館が負担」を検討せざるを得ない。	
高知県：県内の相互貸借を活性化し、各市町村が効率的に資料を提供することは県立の役割であるし、県立がまとめて経費を担うことによりスケールメリットが生じ、安価な宅配便契約ができています。	
資料の貸出館と借受館が負担	北海道、岩手県、山形県、福島県、石川県、山梨県、奈良県、愛媛県、沖縄県
石川県：協力貸出と併せて配送のため同じ	
借受館が負担	茨城県、新潟県、長野県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、宮崎県、鹿児島県
茨城：資料の貸出館と借受館が負担するシステムが自治体間の公平性を維持するのに望ましいが、県立図書館が市町村支援をするという見方もあり、県民サービスの統一を図るためにも県が負担すべきという意見もある。	
利用者が全額又は一部を負担	神奈川県、香川県、熊本県、大分県
その他	
東京都：相互貸借の経費については、資料の有効活用と利用者サービス向上の観点から、搬送方法も含め、そのあり方を検討していく必要があると考えている。	
三重県：県内図書館との場合は県立負担、県外図書館とは原則借受館負担	
京都府：府立図書館が経費を負担し運行している連絡協力車を使用	

イ 市区町村立図書館

相互貸借経費の今後の望ましいあり方について、市区町村立図書館の各都道府県別回答のうち一番多い項目のみを取り上げると、次のとおりである。「都道府県立図書館が負担」が23府県で48.9%と一番多い。次に、「資料の貸出館と借受館が負担」が14道県29.8%、「借受館が負担」7県14.9%となっており、都道府県立図書館の回答の「借受館が負担」10県21.3%、「資料の貸出館と借受館が負担」9道県19.1%の順とは異なっている。以下、「利用者が全額又は一部を負担」2県4.3%、その他1県2.1%である。

表 4.10 相互貸借経費の今後の望ましいあり方（市区町村の都道府県別）

相互貸借経費	市区町村立図書館の都道府県名
都道府県立図書館が負担	宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、富山県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、鳥取県、島根県、岡山県、徳島県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県
資料の貸出館と借受館が負担	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、神奈川県、石川県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、熊本県、鹿児島県
借受館が負担	新潟県、長野県、大阪府、奈良県、長崎県、宮崎県、沖縄県
利用者が全額又は一部を負担	兵庫県、和歌山県
その他	山梨県
山梨県：県公共図書館協会加盟館の負担金による方法	

相互貸借経費の今後の望ましいあり方について、市区町村立図書館の各都道府県別回答を都道府県別に見ると、次のとおりである。各都道府県により回答は多様で、地域別の傾向では、「都道府県立図書館が負担」は、関東、中部、中国・四国と九州の一部に多い。「資料の貸出館と借受館が負担」は、北海道、東北、中国・四国と九州の一部で多い。「借受館が負担」は、信越から中部、近畿、九州・沖縄の各一部に、「利用者が全額又は一部を負担」は、近畿の一部と全国でまばらに見られる。

図 4.1 相互貸借経費の今後の望ましいあり方（市区町村）

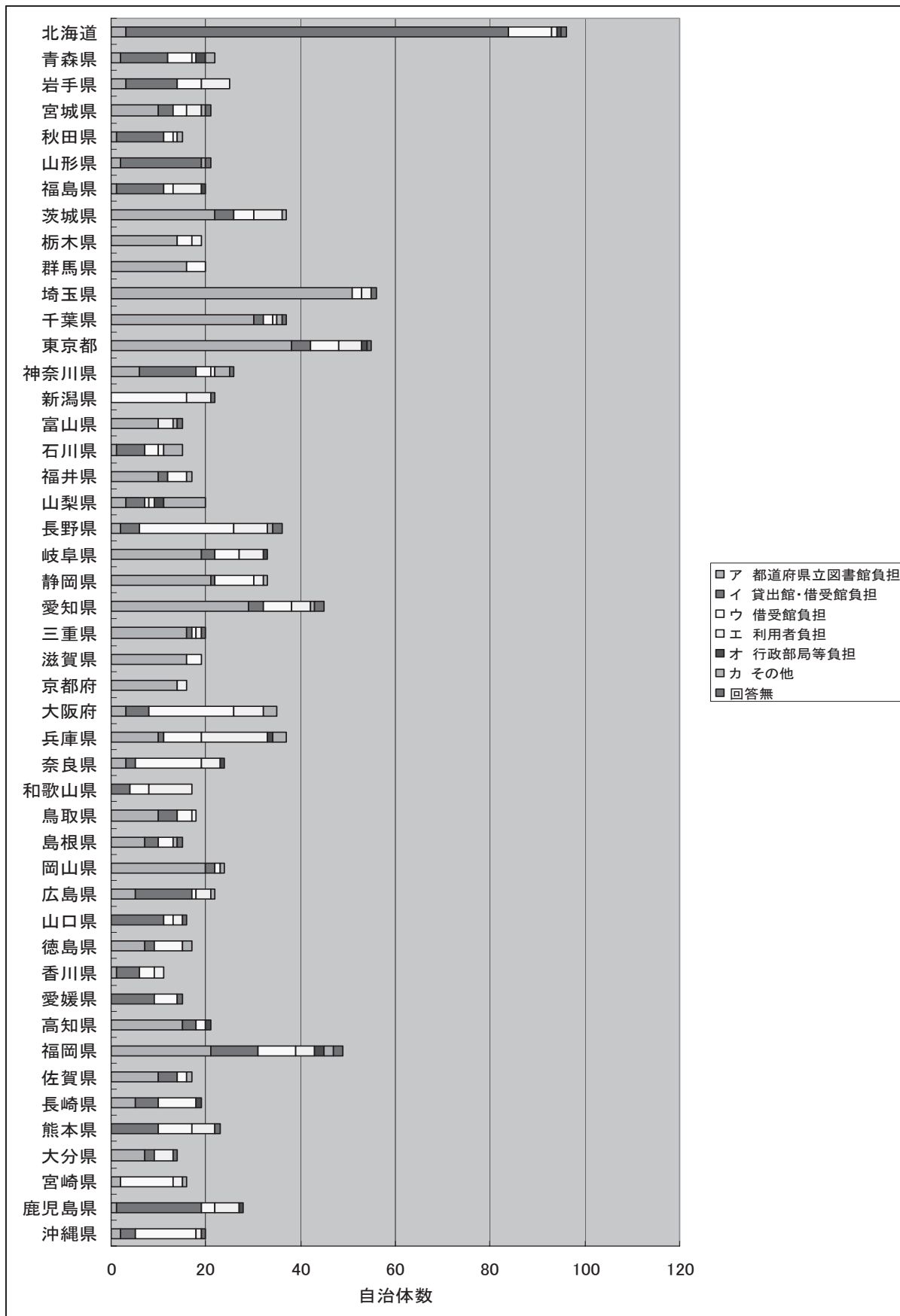


表 4.11 相互貸借経費の今後の望ましいあり方（市区町村）

都道府県名	ア 都道府県立図書館負担	イ 貸出館・借受館負担	ウ 借受館負担	エ 利用者負担	オ 行政部局等負担	カ その他	回答無	小計
北海道	3	81	9	1	1	0	1	96
青森県	2	10	5	1	2	2	0	22
岩手県	3	11	5	6	0	0	0	25
宮城県	10	3	3	3	0	1	1	21
秋田県	1	10	2	1	0	1	0	15
山形県	2	17	0	0	0	1	1	21
福島県	1	10	2	6	1	0	0	20
茨城県	22	4	4	6	0	1	0	37
栃木県	14	0	3	2	0	0	0	19
群馬県	16	0	4	0	0	0	0	20
埼玉県	51	0	2	2	0	0	1	56
千葉県	30	2	2	1	0	1	1	37
東京都	38	4	6	5	1	0	1	55
神奈川県	6	12	3	1	0	3	1	26
新潟県	0	0	16	5	0	0	1	22
富山県	10	0	0	3	0	1	1	15
石川県	1	6	3	1	0	4	0	15
福井県	10	2	4	0	0	1	0	17
山梨県	3	4	1	1	2	9	0	20
長野県	2	4	20	7	0	1	2	36
岐阜県	19	3	5	5	1	0	0	33
静岡県	21	1	8	2	0	1	0	33
愛知県	29	3	6	4	0	1	2	45
三重県	16	1	1	1	0	0	1	20
滋賀県	16	0	3	0	0	0	0	19
京都府	14	0	0	2	0	0	0	16
大阪府	3	5	18	6	0	3	0	35
兵庫県	10	1	8	14	1	3	0	37
奈良県	3	2	14	4	1	0	0	24
和歌山県	0	4	4	9	0	0	0	17
鳥取県	10	4	3	1	0	0	0	18
島根県	7	3	3	0	0	1	1	15
岡山県	20	2	1	0	0	1	0	24
広島県	5	12	1	3	0	1	0	22
山口県	0	11	2	2	0	0	1	16
徳島県	7	2	6	0	0	2	0	17
香川県	1	5	3	2	0	0	0	11
愛媛県	0	9	5	0	0	0	1	15
高知県	15	3	2	0	1	0	0	21
福岡県	21	10	8	4	2	2	2	49
佐賀県	10	4	2	0	0	1	0	17
長崎県	5	5	8	0	1	0	0	19
熊本県	0	10	7	5	0	0	1	23
大分県	7	2	0	4	0	0	1	14
宮崎県	2	0	11	2	0	1	0	16
鹿児島県	1	18	3	5	1	0	0	28
沖縄県	2	3	13	1	0	0	1	20
小計	469	303	239	128	15	43	22	1,219

ウ 都道府県立図書館と市区町村立図書館との比較

相互貸借経費の今後の望ましいあり方について、都道府県立図書館の回答と、市区町村立図書館の各都道府県別回答が一致したものは24、相違は23でほぼ半々である。

相違は、次のとおりで、前が都道府県、後が市区町村立図書館の各都道府県別回答を示す。「都道府県立図書館が負担」、「資料の貸出館と借受館が負担」、「借受館が負担」、「利用者が全額又は一部を負担」の回答の順において、前のほうが都道府県立図書館、貸出館と借受館に経費負担がかかり、後のほうが借受館や利用者に経費負担がかかるとしたとき、都道府県立図書館と市区町村立図書館の相違において都道府県立図書館が前のほうに経費負担を求め、市区町村立図書館が後のほうに経費負担を求める府県が11、都道府県立図書館が後のほうに経費負担を求め、市区町村立図書館が前のほうに経費負担を求める都府県が12でほぼ半々である。

表 4.12 相互貸借経費の今後の望ましいあり方（都道府県の回答と市区町村の都道府県別回答との相違）

都道府県立図書館の回答	市区町村立図書館の各都道府県別回答	都道府県名
都道府県立図書館が負担	資料の貸出館と借受館が負担	青森県、秋田県、広島県、山口県
都道府県立図書館が負担	借受館が負担	大阪府、長崎県
資料の貸出館と借受館が負担	その他	山梨県
資料の貸出館と借受館が負担	借受館が負担	奈良県、沖縄県
借受館が負担	都道府県立図書館が負担	茨城県、滋賀県、鳥取県、島根県
借受館が負担	利用者が全額又は一部を負担	兵庫県、和歌山県
借受館が負担	資料の貸出館と借受館が負担	鹿児島県
利用者が全額又は一部を負担	資料の貸出館と借受館が負担	神奈川県、香川県、熊本県
利用者が全額又は一部を負担	都道府県立図書館が負担	大分県
その他	都道府県立図書館が負担	東京都、三重県、京都府

(8) まとめ

ア 効率的な設計方法（ルール）

都道府県立図書館の担当者会議、巡回相談、電子掲示板等の実施状況は、都道府県立図書館の協力貸出による貸出冊数や市区町村立図書館からの借用冊(点)数との和が1万冊(点)より多いと実施が多く、少ないと実施が少ないことがわかる。

市区町村立図書館の相互貸借における貸出冊(点)数と貸出対象資料の制限（出版年、受入時期等）の有無との関係を自治体数で見ると、貸出冊(点)数の多い自治体ほど、貸出対象資料を制限している自治体の割合が高くなる。

都道府県立図書館や市区町村立図書館における協力貸出や相互貸借を円滑に進めるための借用依頼資料範囲をはじめとする配慮の実施は、各都道府県により様々で、冊(点)数の多寡に関わらず、比較的少ない場合でも実施している。

都道府県立図書館の円滑化のための配慮については、「市区町村立図書館間相互貸借を市区町村立図書館の自主性に委ね、都道府県立図書館は積極的に関与しない」、次に「借用依頼順序、借用依頼資料範囲」が多い。また、「借用依頼資料範囲」、「借用依頼順序」、「市区町村立図書館間相互貸借の都道府県立図書館調整」が配慮に含まれている府県が多い。

イ 効率的な設計方法（コスト）

（ア）搬送経費の予算措置と経費の負担

3 搬送サービスの方法と利用の増加 (4)まとめ の記載を参照。

（イ）都道府県外の公立図書館への貸出冊数と相互貸借資料の経費負担

都道府県立図書館では、「借受館負担」、「利用者が全額又は一部を負担」が多い。市区町村立図書館では、「借受館負担」、「利用者が全額又は一部を負担」が多く、次に「資料の貸出館と借用館が負担」、「都道府県立図書館が負担」の順である。なお、第3章の「東海北陸地区の公立図書館相互貸借と県立図書館定期宅配便について」の事例を見ると、経費は県立図書館が負担し、県内市町村立図書館に負担が無い場合、相互貸借の実績が増加していることがわかる。

（ウ）協力貸出の経費の今後の望ましいあり方について

都道府県立図書館の回答によれば、協力貸出は、都道府県立図書館が所蔵する資料を貸し出すことから、「都道府県立図書館が負担」が33都府県で70.2%を占め一番多い。それ以外は30.8%で、「資料の貸出館と借受館が負担」8道県17.0%、「利用者が全額又は一部を負担」は3県6.4%、その他2県、「借受館が負担」1県の順である。

市区町村立図書館の各都道府県別回答のうち一番多い項目のみを取り上げると、「都道府県立図書館が負担」が44都道府県で93.6%を占め一番多い。次に、「資料の貸出館と借受館が負担」が3道県6.4%であり、「都道府県立図書館が負担」が多いことがわかる。

（エ）相互貸借経費の今後の望ましいあり方について

都道府県立図書館の回答は、「都道府県立図書館が負担」が21府県で44.7%と一番多く、次に、「借受館が負担」10件21.3%、「資料の貸出館と借受館が負担」9道県19.1%、「利用者が全額又は一部を負担」4県、「その他」3都府県の順である。

市区町村立図書館の回答は、「都道府県立図書館が負担」が23府県で48.9%と一番多く、次に、「資料の貸出館と借受館が負担」14道県29.8%、「借受館が負担」7県14.9%、「利用者が全額又は一部を負担」2県、「その他」1県の順である。都道府県立図書館の回答とは2番目と3番目の順が異なり、「資料の貸出館と借受館が負担」の回答が2番目に多い。

市区町村立図書館の回答は都道府県ごとに多様で、地域別の状況を見ると、「都道府県立図書館が負担」は関東、中部、中国・四国と九州の一部に、「資料の貸出館と借受館が負担」は北海道、東北、中国・四国と九州の一部が多い。また、「借受館が負担」は信越から中部、近畿、九州・沖縄の各一部に、「利用者が全額又は一部を負担」は近畿の一部と全国でまばらに見られる。

都道府県立図書館と市区町村立図書館の回答の一致と相違はほぼ半々である。相違において「都道府県立図書館が負担」、「資料の貸出館と借受館が負担」、「借受館が負担」、「利用者が全額又は一部を負担」のうち、前の2つと、後の2つのどちらを相互貸借経費の今後の望ましい負担のあり方とするかについても、都道府県立図書館が前者に経費負担を求め、市区町村立図書館が後者に経費負担を求める数と、その逆の場合の数とはほぼ半々で、各都道府県により様々である。

5 地域の関係機関・施設との連携・協力、相互貸借

(1) どのような機関・施設と連携を実施しているか

地域の関係機関・施設との連携について、『2010年度報告書』では対象施設の種類ごとに実施の有無を尋ねた。対象施設をグループ分けし、都道府県立図書館・市区町村立図書館がそれぞれ連携を「実施している」と回答した自治体数と割合を表5.1に示した。

表 5.1 連携の実施対象機関・施設（都道府県・市区町村）（複数回答）

		都道府県立図書館	市区町村立図書館
学校教育	幼稚園・保育園	16(34.8%)	868(69.9%)
	小・中学校（図書館）	29(63.0%)	1060(85.4%)
	高等学校（図書館）	39(84.8%)	429(34.6%)
	特別支援学校（図書館）	34(73.9%)	282(22.6%)
	大学・短大（図書館）	43(93.5%)	470(37.9%)
社会教育	社会教育・生涯学習機関（博物館等）	31(67.4%)	483(38.9%)
自治体	都道府県庁内図書室、行政資料室	21(45.7%)	63(5.1%)
	地方議会図書室	29(63.0%)	71(5.7%)
	自治体の各部局・各施設	31(67.4%)	630(50.8%)
専門	専門図書館・資料室等	26(56.5%)	120(9.7%)
	各種研究所	10(21.7%)	52(4.2%)
医療・福祉	福祉施設（介護施設等）	10(21.7%)	510(41.1%)
	病院（図書室）	13(28.3%)	169(13.6%)
	矯正施設（刑務所・少年院等）	4(8.7%)	31(2.5%)
	その他	6(13.0%)	50(4.0%)

都道府県立図書館が連携を「実施している」という回答の多かった施設は、

- 大学・短大（図書館）93.5%
- 高等学校（図書館）84.8%
- 特別支援学校（図書館）73.9%
- 社会教育・生涯学習機関（博物館等）67.4%
- 自治体の各部局・各施設67.4%

であった。

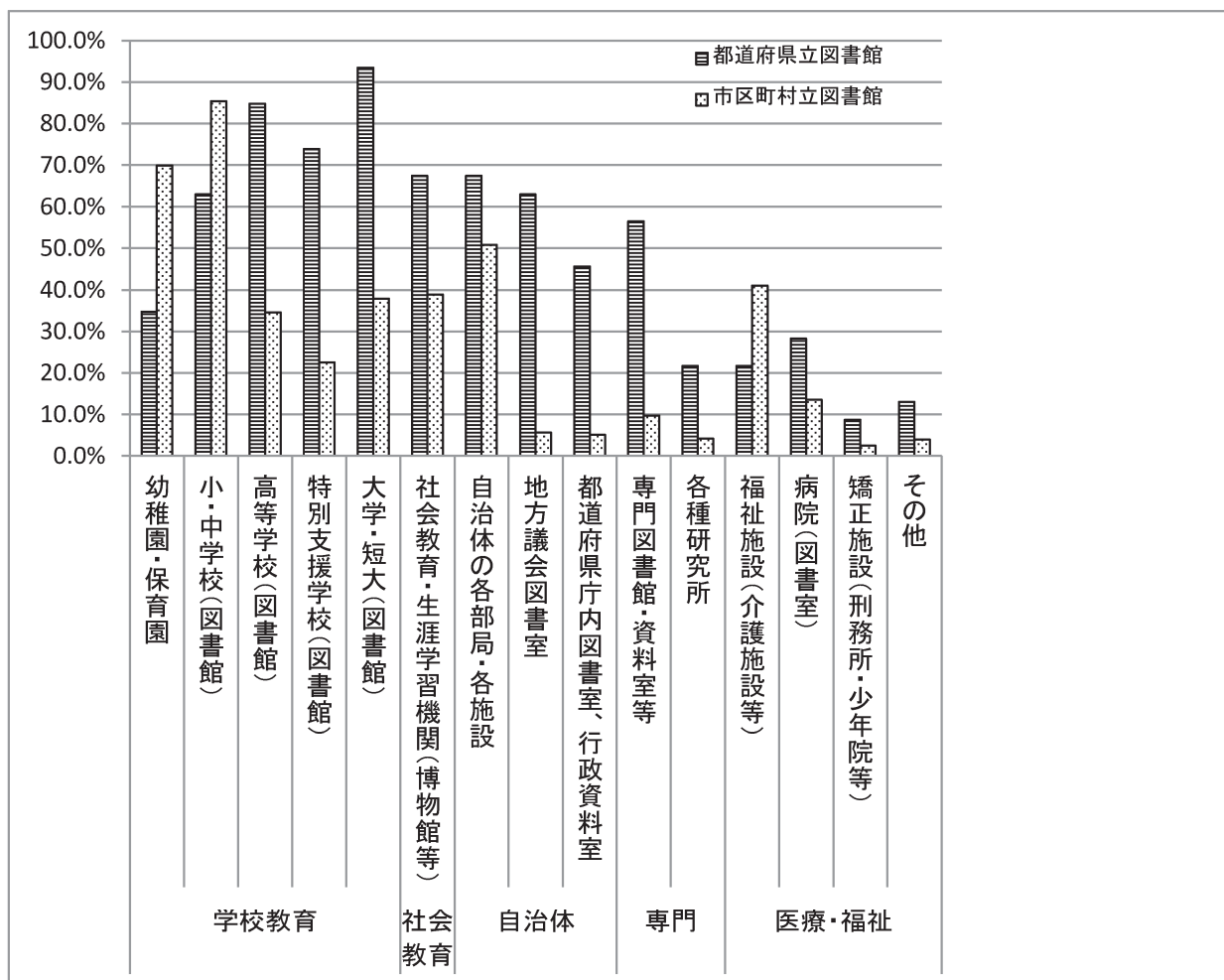
市区町村立図書館が連携を「実施している」という回答の多かった施設は、

- 小・中学校（図書館）85.4%
- 幼稚園・保育園69.9%
- 自治体の各部局・各施設50.8%
- 福祉施設（介護施設等）41.1%

社会教育・生涯学習機関（博物館等）38.9%

であった。連携の実施割合をグラフで示すと図 5.1 のようになる。

図 5.1 連携の実施対象機関・施設の割合（都道府県・市区町村）（複数回答）



全体として、学校教育施設・社会教育施設とは連携が進んできていることがわかる。自治体の施設とも連携が行われてきているようであるが、専門施設や医療・福祉施設と連携している図書館はまだ多くないようである。

学校教育施設においては、それぞれの施設がサービス対象とする利用者の年齢層が低い施設は市区町村立図書館が多く連携を実施しており、年齢層が高い施設は都道府県立図書館が連携を実施しているといえる。これは、それぞれの施設と図書館の設置者が同一であることが多いことが影響していると思われる。

都道府県立図書館の半数以上が連携を実施している施設は、大学・短大（図書館）、高等学校（図書館）、特別支援学校（図書館）、社会教育・生涯学習機関（博物館等）、自治体の各部局・各施設、小・中学校（図書館）、地方議会図書室、専門図書館・資料室等の8種の施設であった。市区町村立図書館の半数以上が連携を実施している施設は、小・中学校（図書館）、幼稚園・保育園、自治体の各部局・各施設の3種の施設であった。都道府県立図書館の方がサービス対象面積が広いので、そこに立地する施設数も多く、結果的に連携先の施設数も増えるものと考えられる。

都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに半数以上が連携を実施しているのは、小・中学校（図書館）と自治体の各部局・各施設であった。公立図書館が「図書館」を持っている学校等の施設を

連携先として選択することは自然であるし、子どもの読書活動推進等の影響で、小・中学校（図書館）との連携は必要とされており、多くの自治体で実施しているものと思われる。公立図書館の設置者である自治体の各部局・各施設は、身近であり、また図書館の存在をアピールするためにも連携先として選択されているのではないかと考えられる。

(2) いくつの機関・施設と連携を実施しているか

『2010年度報告書』では、対象施設として15の施設について連携の有無を尋ねているが、都道府県立図書館、市区町村立図書館が連携を「実施している」と回答した施設数を表5.2及び表5.3に示した。

表5.2 連携を実施している施設数（都道府県）

連携先の施設数	自治体数	構成比
0	0	0.0%
1	4	8.5%
2	0	0.0%
3	1	2.1%
4	2	4.3%
5	6	12.8%
6	2	4.3%
7	12	25.5%
8	2	4.3%
9	4	8.5%
10	5	10.6%
11	6	12.8%
12	1	2.1%
13	2	4.3%
14	0	0.0%
15	0	0.0%

(n=47)

表5.3 連携を実施している施設数（市区町村）

連携先の施設数	自治体数	構成比
0	96	7.7%
1	101	8.1%
2	166	13.4%
3	177	14.3%
4	160	12.9%
5	174	14.0%
6	118	9.5%
7	87	7.0%
8	72	5.8%
9	43	3.5%
10	19	1.5%
11	11	0.9%
12	5	0.4%
13	6	0.5%
14	5	0.4%
15	1	0.1%

(n=1241)

都道府県立図書館では、連携先の施設数が「ゼロ」の自治体はなかったが、市区町村立図書館では7.7%の自治体が連携先の施設数が「ゼロ」と回答した。

都道府県立図書館では連携先の施設数が「7」と回答した自治体が25.5%と最も多く、市区町村立図書館では連携先の施設数が「3」と回答した自治体が14.3%で最も多かった。

(3) 自治体人口規模別に見た連携先数

『2010年度報告書』で自治体人口規模を都道府県立図書館と市区町村立図書館に尋ねたが、人口規模別の連携先数の平均を表5.4及び表5.5に示した。

表5.4 自治体人口規模別の連携先数（都道府県）

自治体人口規模	自治体数	構成比	連携先数の平均
百万人未満	8	17.0%	7.6
百万人超～五百万人	30	63.8%	6.9
五百万人超～一千万人	8	17.0%	8.8
一千万人超	1	2.1%	9
合計	47	100.0%	7.4

表 5.5 自治体人口規模別の連携先数（市区町村）

自治体人口規模	自治体数	構成比	連携先数の平均
四万人未満	585	47.1%	3.8
四万人超～十万人以下	357	28.8%	4.3
十万人超～五十万人以下	256	20.6%	4.9
五十万人超	33	2.7%	6.8
無回答	10	0.8%	4.1
合計	1241	100.0%	4.3

都道府県立図書館においては、人口規模と連携先数との間に相関関係は見られないが、市区町村立図書館においては、無回答の10自治体を除くと、人口規模が大きくなるにつれて、連携先の施設数も増加する傾向にあることがわかる。

(4) 実施している連携の内容

連携内容を尋ねた結果を表 5.6 及び表 5.7 に示す。各連携施設に対して実施している内容を尋ねているため、値は「のべ自治体数」を示している。

表 5.6 実施している連携の内容（都道府県）

	幼稚園・保育園	小中学校	高等学校	特別支援学校	大学・短大	専門図書室・資料室等	都道府県庁内図書室、行政資料室	地方議会図書室	社会教育・生涯学習機関（博物館等）	福祉施設（介護施設等）	矯正施設（刑務所・少年院等）	病院（図書室）	各種研究所	自治体の各部局・各施設	その他
ア 資料の貸借（定期便運行有）	0	2	8	6	19	7	3	4	2	2	0	2	2	3	1
イ 資料の貸借（定期便運行無、必要時に搬送）	8	19	26	24	27	19	12	18	18	4	0	5	5	13	2
ウ 資料購入リクエストの対応	2	4	13	8	7	2	6	5	2	2	0	2	2	4	2
エ 文献複写	5	10	17	13	27	14	12	16	11	5	2	6	8	15	2
オ レファレンスサービス	8	18	31	20	30	18	16	24	21	5	2	6	9	19	3
カ 横断検索・総合目録	0	1	2	1	28	10	3	3	3	1	0	0	3	0	1
キ 利用者の紹介受入	0	2	2	2	7	3	4	4	4	0	0	0	0	0	1
ク 連絡会等の設置	1	3	4	2	9	6	1	1	3	1	0	0	0	1	0
ケ 人事交流・職員研修	1	6	15	8	9	5	1	2	2	1	1	2	1	4	1
コ 研修・イベント開催時の人的な協力	3	8	10	6	3	3	0	0	7	2	1	1	1	4	2
サ 展示・相談会・イベントの共催・後援等	0	1	4	2	3	2	1	0	13	0	0	1	1	13	3
シ その他	5	8	6	5	4	1	3	2	3	2	2	3	1	5	0

表 5.7 実施している連携の内容（市区町村）

	幼稚園・保育園	小中学校	高等学校	特別支援学校	大学・短大	専門図書室・資料室等	都道府県庁内図書室、行政資料室	地方議会図書室	社会教育・生涯学習機関（博物館等）	福祉施設（介護施設等）	矯正施設（刑務所・少年院等）	病院（図書室）	各種研究所	自治体の各部局・各施設	その他
ア 資料の貸借（定期便運行有）	271	367	40	38	104	17	10	8	48	173	6	62	1	82	15
イ 資料の貸借（定期便運行無、必要時に搬送）	451	599	251	164	271	66	24	37	241	272	9	73	21	343	19
ウ 資料購入リクエストの対応	242	357	112	66	23	11	4	11	126	139	1	33	5	204	8
エ 文献複写	91	145	87	43	158	51	21	24	153	58	3	22	20	239	4
オ レファレンスサービス	241	486	185	98	119	58	34	40	240	118	7	36	30	341	5
カ 横断検索・総合目録	13	59	12	2	53	10	6	2	26	10	0	2	2	19	1
キ 利用者の紹介受入	16	25	5	8	93	13	4	2	36	9	0	1	5	24	0
ク 連絡会等の設置	44	222	32	9	28	4	3	0	19	2	0	2	1	17	1
ケ 人事交流・職員研修	36	155	26	10	20	2	1	2	22	5	0	2	0	45	1
コ 研修・イベント開催時の人的な協力	150	207	73	48	33	3	2	0	113	28	0	10	3	134	9
サ 展示・相談会・イベントの共催・後援等	67	67	29	14	31	5	1	0	121	20	0	8	9	149	12
シ その他	156	170	72	58	29	6	5	5	27	66	13	32	5	58	12

都道府県立図書館において実施しているという回答が多かったのは、

- 「オ レファレンスサービス」
- 「イ 資料の貸借（定期便運行無、必要時に搬送）」
- 「エ 文献複写」
- 「ア 資料の貸借（定期便運行有）」
- 「ウ 資料購入リクエストの対応」

であった。

市区町村立図書館において実施しているという回答が多かったのは、

- 「イ 資料の貸借（定期便運行無、必要時に搬送）」
- 「オ レファレンスサービス」
- 「ウ 資料購入リクエストの対応」
- 「ア 資料の貸借（定期便運行有）」
- 「エ 文献複写」

であった。

都道府県立図書館においても市区町村立図書館においても「ア・イ 資料の貸借」、「オ レファレンスサービス」、「エ 文献複写」、「ウ 資料購入リクエストの対応」のような、一般利用者に対しても行っているサービス内容で連携を実施している自治体が多い。

一方で、「カ 横断検索・総合目録」、「キ 利用者の紹介受入」、「ク 連絡会等の設置」、「ケ 人事交流・職員研修」、「コ 研修・イベント開催時の人的な協力」、「サ 展示・相談会・イベントの

共催・後援等」のような、システムの・人的な働きかけが必要な内容の連携については、相手先にもよるが、実施している自治体がまだ多くない状況である。

(5) どのような機関・施設と連携を実施していないか

対象施設をグループ分けし、都道府県立図書館・市区町村立図書館がそれぞれ連携を「実施していない」と回答した自治体数と割合を表 5.8 に示した。

表 5.8 連携を実施していない対象機関・施設（都道府県・市区町村）（複数回答）

	都道府県立図書館			市区町村立図書館			
	実施していない	無回答	合計	実施していない	無回答	合計	
学校教育	幼稚園・保育園	15 (32.6%)	12 (26.1%)	27 (58.7%)	183 (14.7%)	139 (11.2%)	322 (25.9%)
	小・中学校（図書館）	7 (15.2%)	9 (19.6%)	16 (34.8%)	83 (6.7%)	61 (4.9%)	144 (11.6%)
	高等学校（図書館）	4 (8.7%)	2 (4.3%)	6 (13.0%)	454 (36.6%)	268 (21.6%)	722 (58.2%)
	特別支援学校（図書館）	10 (21.7%)	2 (4.3%)	12 (26.1%)	581 (46.8%)	323 (26.0%)	904 (72.8%)
	大学・短大（図書館）	0 (0.0%)	1 (2.2%)	1 (2.2%)	483 (38.9%)	249 (20.1%)	732 (59.0%)
社会教育	社会教育・生涯学習機関（博物館等）	5 (10.9%)	9 (19.6%)	14 (30.4%)	423 (34.1%)	282 (22.7%)	705 (56.8%)
自治体	都道府県庁内図書室、行政資料室	12 (26.1%)	13 (28.3%)	25 (54.3%)	758 (61.1%)	370 (29.8%)	1128 (90.9%)
	地方議会図書室	9 (19.6%)	7 (15.2%)	16 (34.8%)	751 (60.5%)	371 (29.9%)	1122 (90.4%)
	自治体の各部局・各施設	8 (17.4%)	7 (15.2%)	15 (32.6%)	327 (26.3%)	236 (19.0%)	563 (45.4%)
専門	専門図書館・資料室等	9 (19.6%)	8 (17.4%)	17 (37.0%)	717 (57.8%)	361 (29.1%)	1078 (86.9%)
	各種研究所	19 (41.3%)	14 (30.4%)	33 (71.7%)	776 (62.5%)	377 (30.4%)	1153 (92.9%)
医療・福祉	福祉施設（介護施設等）	22 (47.8%)	13 (28.3%)	35 (76.1%)	420 (33.8%)	252 (20.3%)	672 (54.1%)
	病院（図書室）	20 (43.5%)	11 (23.9%)	31 (67.4%)	653 (52.6%)	334 (26.9%)	987 (79.5%)
	矯正施設（刑務所・少年院等）	26 (56.5%)	14 (30.4%)	40 (87.0%)	801 (64.5%)	375 (30.2%)	1176 (94.8%)
	その他	9 (19.6%)	29 (63.0%)	38 (82.6%)	372 (30.0%)	813 (65.5%)	1185 (95.5%)

都道府県立図書館が連携を実施「していない」「無回答」という回答が多かったのは、

矯正施設（刑務所・少年院等）87.0%

その他 82.6%

福祉施設（介護施設等）76.1%

各種研究所 71.7%

病院（図書室）67.4%

であった。

市区町村立図書館が連携を実施「していない」「無回答」という回答が多かったのは、

その他 95.5%

矯正施設（刑務所・少年院等）94.8%

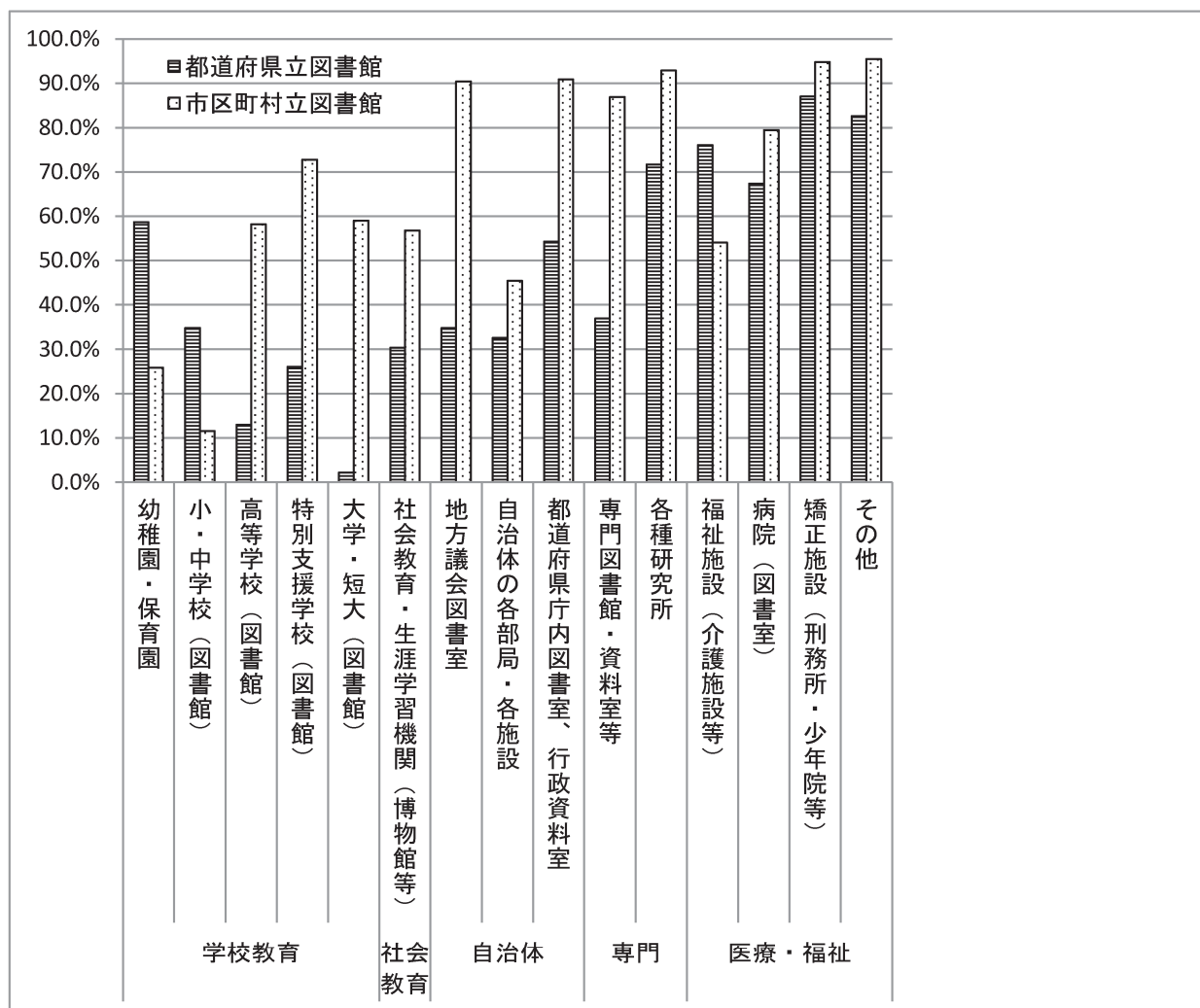
各種研究所 92.9%

都道府県庁内図書室、行政資料室 90.9%

地方議会図書室 90.4%

であった。連携を実施していない割合をグラフで示すと図 5.2 のようになる。

図 5.2 連携を実施していない対象機関・施設の割合（都道府県・市区町村）（複数回答）



矯正施設（刑務所・少年院等）は都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに8割以上が連携を実施していないなど、医療・福祉施設との連携は進んでいない。各種研究所も7割以上が連携を実施しておらず、専門施設との連携も進んでいない状況であることがわかる。

(6) まとめ

地域の関係機関・施設との連携・協力、相互貸借においては、都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに学校教育施設・社会教育施設とは連携が進んできていることがわかる。自治体の施設とも連携が行われてきているようである。

実施内容は、都道府県立図書館においても市区町村立図書館においても、資料の貸借、レファレンスサービス、文献複写、資料購入リクエストの対応のような、一般利用者に対しても行っているサービス内容で連携を実施している自治体が多い一方、横断検索・総合目録、利用者の紹介受入、連絡会等の設置、人事交流・職員研修、研修・イベント開催時の人的な協力、展示・相談会・イベントの共催・後援等のような、システマ的・人的な働きかけが必要な内容の連携については、実施している自治体が多くない状況である。

専門施設や医療・福祉施設と連携している自治体はまだ多くないようである。矯正施設（刑務所・少年院等）は都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに8割以上が連携を実施していないなど、

医療・福祉施設との連携は進んでいない。各種研究所も7割以上が連携を実施しておらず、専門施設との連携も進んでいない状況であることがわかる。公立図書館全体での連携が進んでいないこれらの施設・機関との連携の実施が今後の課題となると思われる。